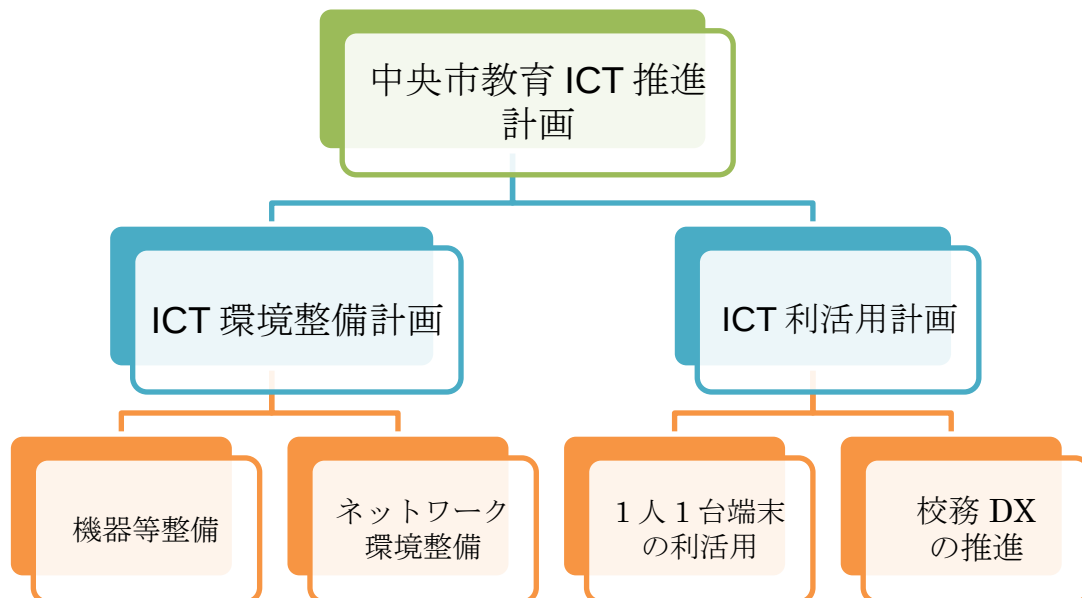


第3章 基本方針と施策

1 基本方針

本市の学校のICT化の現状と課題を踏まえて、学校ICT化の推進のため、「ICT環境整備計画」と「ICT利活用計画」の大きな2つの観点を基に、具体的施策を推進します。「ICT環境整備計画」では、ICT機器等整備とネットワーク環境整備の推進を目指し、「ICT利活用計画」では、1人1台端末の利活用（児童生徒の資質能力育成と教員のICT活用指導力向上）と校務DXの推進を目指します。



2 ICT 環境整備計画

最適なネットワーク環境の下、全ての児童生徒及び教職員が学校において ICT を日常的な利用ができ、ICT の恩恵を享受できる教育環境を整備することを目指します。

令和 7 年度に県の共同調達にて 1 人 1 台端末の更改を行ない、旧端末の再利用について取り組みます。

ネットワークアセスメントを実施し、既存環境の改善を進めるとともに、令和 9 年度に本格的な導入が検討されている全国学力調査の CBT 化は支障なく児童生徒が対応できるよう整備を進めます。

現在未整備の特別教室や体育館等についても、学習や部活動などあらゆる面から、ICT を支障なく活用できる環境を計画的に整備します。
併せて、導入した教育コンテンツについて、効果と利用状況を踏まえた上で適宜最適化を図ります。

2-1 機器等整備

GIGA スクール構想により整備した 1 人 1 台端末（Chromebook）は、いつでもどこでも十分に使用できるように予備機を備え、1stGIGA の際に配布対象とされなかった教職員に対しても整備を行います。

また、1 人 1 台端末を効果的・効率的に活用するための機器整備を行ないます。具体的には、全特別教室の大型提示装置及び付随して必要となる無線画面転送装置も計画的に導入を行う予定です。

また、日進月歩する ICT 機器やソフトウェアの整備や更改の必要性を、学校と市教育委員会とで共有できる場として、ICT 推進協議会を定期開催し、児童生徒の学びを支援する環境整備に努めます。

●1人1台端末整備・更新内容●

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①児童生徒数	2251	2251	2245	2240	2235	2230
②予備機含む整備上限台数	2589	2589	0	0	0	0
③整備台数（予備機除く）	20	2920	0	0	0	0
④ ③のうち基金事業によるもの	0	2588	0	0	0	0
⑤累積更新率	0	100%	100%	100%	100%	100%
⑥予備機整備台数	0	380	0	0	0	0
⑦⑥のうち基金事業によるもの	0	338	0	0	0	0
⑧予備機整備率	0	15	0	0	0	0

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

（端末の整備・更新の考え方）

・中央市では令和6年度時点で、a.令和2年度に補助事業により整備した端末(2538台)
b.令和6年度に整備した予備端末(20台)を運用しています。
原則として、導入後5年目を迎えた端末を令和7年度に児童生徒数(2251名)及び教職員数(285名)に
15%の予備機を考慮し更改していきます。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

令和6年時点使用端末について

○対象台数：a.2538台 b.20台・・計2558台

○処分方法

・廃棄を業務委託。データを完全抹消処理し、端末を再資源化し社会貢献に役立てます。
・・2259台
・災害用貸出端末として10台×8校＝80台
（災害時に避難所として使用する体育館での避難者の利用）
学校予備機として小学校15台×6校＝90台、中学校20台×2校＝40台
（増員した市単教職員や、期間採用職員への配布、修繕中の予備機、校外学習用として利用を想定。）
市立学童保育に学習用機器として10台×6箇所＝60台
（chromebookでの宿題を行うにあたり利用を想定）
教育委員会用として20台
（研修等に利用）
学校給食センター用として5台
（研修や情報共有に利用）
ICT支援員用として4台
（研修や授業改善支援に利用）
・・計299台

○端末のデータの消去方法

・処分事業者へ委託します。

○スケジュール（予定）

令和7年12月 新規購入端末の整備開始(2920台調達)

令和7年冬期休暇中 新規購入端末配布

令和8年4月以降 使用済端末を担当業者へ引き渡し

2-2 ネットワーク環境整備

全ての児童生徒及び教職員が、学校において日常的に活用ができ、ICTの恩恵を享受できる学校の教育環境整備をします。

教職員や児童生徒が快適にインターネットにアクセスでき、全国学力・学習状況調査のCBT化に対応可能なネットワーク環境へ向け準備を進めます。

具体的には、校内のどんな場所でも快適にインターネットにアクセスできるよう、ゼロトラストネットワーク構築後に既存のネットワーク環境のアセスメント調査を予定するとともに、ボトルネックとなっている箇所に対し速やかに改修を行います。

また、文部科学省では令和8年度からクラウド型校務支援システム導入を推進しており、令和9年度末までに全自治体で実装する目標を掲げているため、本市では令和8年度から県下統一のクラウド型校務支援システムを共同調達する予定です。

同時に、現在の煩雑な手続きを要する3層分離型のネットワーク形態から、境界の概念を無くしたフルクラウド型のゼロトラストネットワークでの運用を開始し、多様な就労形態を可能とするためリモートワークができるネットワーク環境の構築を目指すことで、教職員の働き方改革につながるよう支援します。

併せて業務環境の変化に伴い改めて、情報利活用に関するセキュリティ対策を講じる必要があるため、教育情報セキュリティポリシーを策定予定です。

加えて、現状ネットワーク環境のない特別教室や屋内外運動場のネットワーク整備を計画的に行ない、ICTを活用した学びを可能にします。

【ネットワーク整備計画】

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合（％）

総学校数：8校

ネットワーク速度が確保できている学校数：8校（100％）

※理論値上100％と考えられます。

2. 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

（1）ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール

令和3年度 ネットワークアセスメントを実施し、300Mbpsから2Gbpsにネットワーク契約の見直しを行ないました。

～令和5年度 全小中学校で1Gbps×2のベストエフォート型のネットワーク環境を運用。保守業者との月に1度の定例会にて帯域の確認を行っており、理論上は文科省の推奨帯域確保ができています。

令和6年度 文部科学省「GIGA スクール構想の実現 学校のネットワーク改善ガイドブック」（令和6年4月）により示されている通り、本市では理論上の帯域は確保していますが、令和6年9月に行った「学校におけるネットワーク体感調査」の結果、通信環境に課題があったため、ネットワークアセスメントの実施を検討しました。

令和7年度 ゼロトラストネットワークの構築に併せ、学習系のネットワーク速度を保守範囲内で調査予定。

令和8年度～11年度 1人1台端末のスペック不足による速度遅延が予想されているため、更改後のネットワーク体感調査（市教育委員会から学校にあてたアンケート形式）を再度実施予定。ネットワークの遅延などの課題が見られる場合、必要に応じてネットワークアセスメントを検討、実施予定です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
十分なネットワーク速度が確保できている学校の割合	100% (理論値上)	100% (理論値上)	100%	100%	100%
アセスメントの実施有無	—	適宜実施 予定	適宜実施 予定	適宜実施 予定	適宜実施 予定
(備考) ※ネットワーク保守業務内で毎月ネットワーク速度の監視を行ない、学校への体感調査日常的な ICT の利活用に障害となる場合は、適宜ネットワークアセスメントを行う予定です。					

3. セキュリティポリシーの策定スケジュール

令和7年度 セキュリティポリシー策定。

令和8年度 ゼロトラストネットワーク構築に付随し、セキュリティポリシー見直し。

令和9年度 セキュリティポリシー見直し、本格運用。

※毎年セキュリティ委員会を開催し、定期的に見直しや改訂を行う予定です。

4. ゼロトラストネットワーク導入スケジュール

令和6年度 設計

令和7年度 構築

令和8年度 （画面転送システム含む）ネットワーク利用開始、
同時に県下統合型校務支援システム利用開始

5. 特別教室及び屋内外運動場ネットワーク整備スケジュール

教職員の希望の高い特別教室から段階的にネットワーク整備を行います。整備をすることで、授業の質の向上や、さらなる1人1台端末の利活用促進を行います。

令和7年度 ポータブルWi-Fiを各学校ごと5台程度導入。

令和8年度から令和11年度 学校現場のニーズに応じて、ポータブルWi-Fiの台数見直しを行う。
同時に、特別教室と特別支援教室、屋内外運動場に段階的にネットワーク整備を検討。
順次運用開始。

3 ICT 利活用計画

中央市では第二次長期総合計画にて「実り豊かな生活文化都市」を実現するために、5つの大きな基本政策と16個の施策を設定しており、「未来を担う人材の養育・育成」においては、GIGAスクール構想の推進や教職員の多忙化解消など新たな教育体制づくりが求められる中、時代の変化やニーズに応じた教育環境の整備を行う必要があるため、情報教育・環境教育・国語教育・英語教育・福祉教育・国際理解教育等に注力した教育内容の充実を図るとともに、ICT教育環境を整えていくこととしています。

上位計画である中央市教育基本振興計画においては、教育の基本「まごころ」を掲げ、そこを軸に、「夢と自信を持ち自らの可能性にチャレンジする人材の輩出」と銘打ち、学校教育の充実により確かな学力と主体的に学習に取り組む態度の育成、豊かな情操や道徳心の育成、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力の育成を通じて、自分の将来に夢や希望を持ち、自分の可能性を信じ自信を持ってチャレンジする人材の輩出を目指しています。

1人1台端末をはじめとするICT環境の利活用や、教職員の校務DXを推進し、より児童生徒と向き合う時間を確保することで前述の目標を目指す計画としています。

3-1 1人1台端末の利活用

実現を目指す学びの姿

前述内容に則り、2ndGIGAでは「1人1台端末活用を単に使用するのではなく、最適な手段として活用し、児童生徒それぞれに合った深い学びに到達すること」を目的として運用していくこととします。

児童生徒が1人1台端末の機能を十分に利用し、常に思考することを意図し、能動的に学ぶ習慣が身につくような授業形成を行います。結果として児童生徒が自分なりの学ぶ楽しさを見出す姿を目標とします。授業改善には、ICT推進アドバイザーであります山梨大学三井准教授によるモデル校授業実践の助言や、勉強会等で支援をいただくことで目標達成を目指します。市内小中学校に統一的に推進を行えるよう、ICT支援員と協力体制を整え学校を支援します。

また、即時情報共有が可能である ICT 技術を大いに活用し、協働的な学びを推進することで、児童生徒の活発な意見交換と理解推進を図り、それに伴い、児童生徒の学校生活がより充実することを目指します。

あわせて、個々の理解度に応じ自主的に問題解決できるように、過去の必要なデータを提供できる ICT 技術を活用することで、個別最適な深い学びの推進を行います。

利活用の方策

具体的には次項の表のとおり、各々の立場で取り組みを行います。

また、令和 7 年度より日本教育工学協会（JAET）の学校情報化診断システムを活用し、全校が情報化の状況を自己評価し、総合的に情報化を進めていく予定です。学校情報化認定の項目のうち、児童生徒の「ICT の基本的な操作習得」「情報活用能力の育成・評価」「情報モラル育成」、教職員の「教員の ICT の活用」「学習定着のための ICT 活用」については前述の目標とリンクしているため、併せて推進していく予定です。

さらに、令和 9 年度から令和 11 年度までに JAET の学校情報化優良校認定を目指します。計画の中間見直し（令和 9 年度）では、取り組みの振り返りを行い、計画最終年度の令和 11 年度までに全ての小中学校で認定が受けられる体制を整えます。学校間で推進状況に差が生じないように、情報共有し推進を進めていきます。

目標	児童生徒の役割	教職員の役割	市教育委員会の役割
児童生徒が、社会を生き抜くうえで必要となる汎用的なICTツールや機器の操作ができるようになる。	日常的に1人1台端末を学習で利用することで、汎用的なソフトウェアや機器の操作ができるようになる。 市で統一した児童用ICTスキルチャートを利用し、学年に応じてスキル習得をする。	児童生徒の支援を行えるよう教職員自身も汎用的なICTツールや機器の操作を習得し、日常的に学習の中で1人1台端末を学習に取り入れる。市で統一した教職員用ICTスキルチャートを利用し、スキル習得をする。不足する部分に関しては、ICT支援員による研修等の支援を受けることで習得を目指す。	児童生徒用、教職員用各ICTスキルチャートを作成。CBT化やアップデートされるソフトウェアに対応しているか適宜見直しを行う。
情報リテラシーを身に付ける。	自分で考え判断する力を培う情報モラルの学習をし、情報リテラシーを身に付ける。	児童生徒の情報リテラシー育成のため学齢に応じた学習機会を設ける。 また、ゼロトラストネットワークの導入により情報を扱う機器や場所の変化が生じることから、新しい環境に即したリテラシーを身に付けるために、市で実施する研修を受講する。	セキュリティポリシーを策定し、教職員への研修を実施する。
児童生徒が、デジタル教材を使って自主的な学習ができるようになる。	デジタル教科書やデジタル教材を活用し、個々の学習進度に応じて自主的に学習に取り組む習慣を身に付ける。	児童生徒がデジタル教科書やデジタル教材を活用し、自主的に学習に取り組む習慣を身に付けられるよう日常的に指導を行い個別最適な学習を推進する。対応に窮した場合は専門家から助言をもらう。	専門家からの助言が受けられる体制を整える。
ICTを活用し、児童生徒同士で互いの意見を参照し、助け合い、情報伝達やプレゼンテーションができる。	日常的にICTを活用し、児童生徒同士で互いの意見を参照し、助け合う。 情報伝達やプレゼンテーションができるICTの操作方法を習得する。	可視化するツールとしてICTを活用し、児童生徒同士に他者参照を行なわせ、協働的な学習を推進する。 授業内容において専門家から助言をもらい、好事例はポータルサイト内で共有を行なうことで、市内小中学校連携して促進を行う。 授業においては特に、児童生徒が互いに協議し、ICTを利用し発表する機会を増やす。	専門家からの助言が受けられる体制を整える。
多国籍児童や配慮が必要な児童生徒に対してICTを活用し、個々にあった適切な学びができる。	言語や特性に特化したソフトウェアを活用し、個々に合わせた学習支援を受ける。 また、1人1台端末を利用し、心の健康観察を行い、精神的不調の相談ができるようになる。	デザイン・教科書など他言語や特性に特化したソフトウェアを活用し、個々に合わせた学習を行う。 また、1人1台端末を利用し、心の健康観察の結果を確認し児童生徒のサポートを行うことで、いじめや不登校の予防に役立てる。	活用が期待されるソフトウェアの導入、運用。

3-2. 校務 DX

学校が抱える課題が複雑、困難化するなか、教員の長時間勤務が深刻化しています。中央市では教員が一人一人の子どもに向き合う時間をより確保するため、校務 DX を取り組むべき重要な課題として積極的に取り組みます。

学校情報優良化認定（JAET）の評価項目として校務 DX が設定されているため、1人1台端末の利活用同様に認定への取り組みを進めます。併せて、ICT 推進アドバイザーから校務 DX に関する助言をいただき、ICT 支援員から技術的な支援をしていただくことで、全ての教員が利用できる校務 DX の体制を整えます。

○県下統一校務支援システムの導入

現在中央市では校務支援システムを独自調達しているため、他市町村から赴任する教職員は操作方法を習得する必要があり負担が生じています。

令和8年度より県下統一校務支援システムを導入することにより、他市町村から赴任する教職員の負担軽減を目指します。また、現行の校務支援システム（旅費申請など）で必要とされている押印の廃止を目指します。

さらに、システムに付随するダッシュボード機能を活用することで、データ利活用を促進し、校務 DX の一助とします。ダッシュボード機能は、年度毎見直しを行い、機能不足がないか確認していきます。

○ロケーションフリーの環境整備

リモート環境の整備など、より一層の校務事務の効率化と働き方の多様化に対応を図る取組を行います。

令和8年度にゼロトラストネットワークを導入することに伴い、リモートワークを可能とする予定です。利用開始後は年度毎見直しを行い、長時間労働や接続台数の過不足がないか確認していきます。

○教職員と保護者間の連絡デジタル化

学校から保護者へ発信するお便り、配布物について紙ベースからクラウドサービスを用いて一斉配信ができるよう意識改革とともに実現可能となるソフトウェアの整備を行います。

また、欠席・早退・遅刻連絡やプールカードなど、保護者から学校への連絡や提出物に関しても、紙ベースからクラウドベースに移行できるよう意識改革とともに実現可能となるソフトウェアの整備を行います。

R5年度 安心安全メールを導入。

R6年度 送付データ容量の増加に対応し、利用の効率化が見込めるソフトウェアの導入検討。

R7年度 新たなソフトウェアを導入予定。

R8年度以降 クラウドベースでの連絡ツール利用を最大限模索していく。

○学校内の連絡のデジタル化

教職員間の会議でのクラウド活用及びペーパーレス対策に対し、クラウドやアプリなどのツールを利用し、不要な押印廃止など効率的な就労環境を構築する必要があります。

ICT 支援員による校務 DX の提案や助言を受けられるサポート体制を作ることとノウハウを学び、意識改革を行い、会議の際はペーパーレスがあたり前のこととなるようにチャットやクラウドサービスの利用促進を行います。

○教職員の AI 利活用促進

校務 DX においては、AI の活用を積極的に推進することが効率の面で重要であり、働き方改革を大きく前進させることとなります。県及び関係業者の開催する AI の研修に積極的参加を行います。

ICT 支援員による提案や助言、研修のサポート体制を作ることとノウハウを学び、校務へ積極的に導入し、業務効率化を目指します。ノウハウに関しては積極的な横展開をすることで、全校が足並みをそろえて効率的な業務を行えるよう努めます。